7　第五項本文の規定は、非居住者に係る同項の特定無形資産内部取引に係る判定期間（当該非居住者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産内部取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産内部取引が行われた日）の属する年の一月一日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産内部取引については、適用しない。

8　国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が非居住者に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。次項及び第十三項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十三項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第四十条の三の四第一項中「前条第十六項第一号」を「前条第二十二項第一号」に改める。

第四十条の四第一項第四号中「同号イからハまでに掲げる割合」の下に「又は他の外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合」を加え、同条第二項第二号イに次のように加える。

(3)　外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4)　特定子会社（前項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社（当該居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5)　その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第四十条の四第二項第二号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1)　各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2)　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第四十条の四第二項第三号イ(3)中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　収入保険料の合計額から支払つた再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第四十条の四第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ　第七号の二に掲げる金額

第四十条の四第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第四十条の五第三項中「（以下この条において「課税済金額等」という。）」を削り、「の各年分」の下に「（所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）」を加え、「当該各年分の確定申告書に当該課税済金額等に関する明細書の添付があり」を削り、「に」を「、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及びこれらの規定に規定する外国法人から受ける」を削り、「に係る配当所得の金額の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に、「に限るもの」を「を限度」に改め、同条第四項を削る。

第四十条の七第一項中「分配をいう」の下に「。次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3)　外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するもの

ものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの